

日高川河川敷における新たな利活用に向けた社会実験募集要項

1 目的

御坊市では、令和4年3月に策定した「日高川水系日高川 日高川かわまちづくり ～ 水辺からつくるひろがるつながる未来へ～」を踏まえ、御坊市のシンボルである「日高川」の歴史的・文化的資源、そして環境資源を最大限に活かしたにぎわいの場の創出に取り組んでいます。

このうち、左岸側にはオートキャンプ場、ゲートボール場、せせらぎ広場、ミニゴルフ場、右岸側には多目的グラウンドが整備され、多くの人々が訪れていますが、一部未整備の箇所において、多様な市民ニーズに対応したにぎわいの創出が求められていることから、河川敷の新たな利活用の可能性を検討しています。

本社会実験は、民間事業者による水辺のにぎわい創出などの可能性を検証し、今後の水辺活用に向けた検討の参考とするために実施するものです。

2 社会実験の概要

(1) 名称

日高川河川敷における新たな利活用に向けた社会実験

(2) 募集する事業内容

「日高川河川敷における新たな利活用に向けた社会実験仕様書」のとおり

(3) 実施期間

令和4年10月1日（土）から令和4年12月12日（月）まで

（運用開始は10月1日（土）を予定）

(4) 対象区域

御坊市藤田町藤井地内及び御坊市藤田町吉田地内 二級河川日高川右岸河川敷

(5) 対象面積

約3ha

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

- 御坊市が設置する選定委員会において、提案書、関係書類及びヒアリング結果の内容を精査・評価の上、基準点を上回った事業者の内、合計点が最も高い1者を決定する。ただし、合計点が、委員会が定める基準点を下回った場合は、事業者を決定せず、再度、選考を行う場合がある。
- 対象区域内で事業内容が昼夜の別、平休日の別などにより共存可能である場合、上位の選定事業者との協議により、2者以上決定する場合がある。
- 提案者が1者の場合も同様の審査を行い、委員会審議のうえ、合否も含め決定する。
- 提案内容に虚偽の記載があると委員会が判断した場合は、得点の合計に関わらずその提案を失格とする。
- 得点が同点となる提案があった場合は、委員会審議のうえ1者を決定する。
- 審査の上、適切な事業者が無い場合は、不採用とする。
- 審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知するとともにホームページで公表する。

(2) 提案を選定するための評価項目

- 基本事項、継続性、運営全般、地域連携、データ提供その他の各項目について評価する。
- 詳細は、別紙「日高川河川敷における新たな利活用に向けた社会実験事業者選定評価基準」参照。

- ・社会実験により得られるデータ等を使って導入効果等の検証を行うことから、データ等の提供について適切な体制等が整えられているかについても評価する。
- (3) 選定委員会での審査過程（委員会の会議録、各委員の採点表等）は、非公開とする。

4 協定の締結

選定された事業者は、御坊市と協議の上、速やかに日高川河川敷における新たな利活用に向けた社会実験に関する協定を締結すること。なお、選定された事業者が、協定締結までに以下の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、協定を締結しないことができるものとする。

- ① 参加資格を喪失したとき。
- ② 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- ③ 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき。
- ④ 財務状況の悪化等により、業務の履行に支障が生じると判断されるとき。
- ⑤ 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切ではないと判断されるとき。
- ⑥ その他、市長により、協定の締結が適当でないと判断されるとき。

5 参加資格

法人、その他の団体（法人でない団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められているものに限る。）であること。

ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 「社会実験参加意向申出書（様式第1号）」提出時点で、御坊市建設工事等指名停止等の措置要綱（平成15年6月2日）に基づく指名停止期間中の者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 御坊市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1項第1号に規定する暴力団に該当する者

6 留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (3) 提案書等の提出期限以降の変更、修正、差替え又は再提出は認めない。
- (4) 同一の法人等からの複数の提案の提出は不可とする。
- (5) 提案の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について、必要に応じ、御坊市と提案者で協議のうえ修正を依頼する場合がある。
- (6) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合は失格となる。
- (7) 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に御坊市の承諾を受けることとする。
- (8) 採用された提案書及び関係書類は、必要に応じて外部に開示される場合がある。また、応募書類は、御坊市情報公開条例（平成12年条例第29号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、提案書選定期間中は、同条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象としない。

7 知的財産権の帰属

- (1) 社会実験の過程で生じた知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し、又は登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報等を含む。著作権については、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び報告書に含まれる知的財産権は、御坊市と事業者双方の共有のものとする。
- (2) 事業者は、社会実験で得られた知的財産権について、特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願する場合、御坊市と協議し同意を得なければならない。なお、出願等に係る費用は、事業者の負担とする。

8 担当部署

御坊市産業建設部都市建設課

住所：〒644-8686 御坊市菌350番地

電話：0738-23-5512

E-mail tosikensetu@city.gobo.lg.jp

9 スケジュール

募集要項の公表・配布	令和4年 7月 8日（金）
参加意向申出書の受付	令和4年 7月 8日（金）～令和4年 7月15日（金）まで
質問書の受付	令和4年 7月15日（金）～令和4年 7月22日（金）まで
質問書の回答	令和4年 7月20日（水）～令和4年 7月27日（水）まで
提案書の受付	令和4年 7月29日（金）～令和4年 8月12日（金）まで
ヒアリング	令和4年 8月16日（火）～令和4年 8月30日（火）まで （※期間内におけるいずれか1日）
審査結果通知	令和4年 8月31日（水）
協定締結	令和4年 9月（予定）
運用開始	令和4年10月 1日（土）

10 参加手続き

(1) 募集要項の配布

日 時 令和4年7月8日（金）から

場 所 御坊市ホームページ

(2) 参加意向申出書の受付

受付日時 令和4年7月8日（金）から令和4年7月15日（金）まで

午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

受付場所 都市建設課

提出方法 「社会実験参加意向申出書（様式第1号）」にて所定の事項を記入の上、持参、郵送又は電子メールにて提出（押印不要）

(3) 質問書の受付、回答まで

受付日時 令和4年7月15日（金）から令和4年7月22日（金）まで

午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

受付方法 「日高川河川敷における新たな利活用に向けた社会実験に関する質問書（様式第2号）」に記入の上、都市建設課に持参、郵送又は電子メールにて提出

回答方法 令和4年7月20日（水）から令和4年7月27日（水）まで

御坊市ホームページ上に回答を掲載

(4) 提案書の受付

- 受付日時 令和4年7月29日(金)から令和4年8月12日(金)まで
午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)
- 受付方法 都市建設課に持参又は郵送(必着)
- 提出資料 下記提出書類を正本1部、副本10部ずつ提出
- ①日高川河川敷における新たな利活用に向けた社会実験に関する提案書(様式第3号)
 - ②日高川河川敷における新たな利活用に向けた社会実験への応募主体概要書(様式第4号)
 - ③日高川河川敷における新たな利活用に向けた社会実験事業計画書(様式第5号)
 - ④日高川河川敷における新たな利活用に向けた社会実験施設・設備配置計画書(様式第6号)
 - ⑤事業者の概要、担当部署の組織配置(様式自由)
 - ⑥提案内容と類似する事業を実施した実績が分かる資料(様式自由)
 - ⑦法人の登記事項証明書(法人でない場合は、組織及び運営に関する規約)
 - ⑧直近の決算報告書等財務状況が確認できる資料の写し(様式自由)
 - ⑨その他付属資料、添付資料等一式(様式自由)

※提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ・定められた期間内に参加意向申出書を提出していない場合
- ・提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合
- ・提案書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合
- ・会社更生法等の適用申請等契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- ・審査の公平を害する行為があった場合
- ・参加資格を満たさないことが判明した場合
- ・その他、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

(5) ヒアリング

日時 令和4年8月16日(火)から令和4年8月30日(火)までの期間内において、いずれかの日程(予定)

場所 未定

※注意事項

- ・紙媒体で提出した提案書及び関連資料に基づきヒアリングを行う。
- ・各提案者のヒアリング時間は、20分以内とする。

(6) 審査結果通知

通知日時 令和4年8月31日(水)

通知方法 各提案者に対し結果通知書により通知するとともに、ホームページにて結果を発表する。

※注意事項

- ・各提案事業に対する採点結果についてもホームページで公開する場合がある。

(7) 協定の締結

事業者の選定後、選定された事業者と協議の上、日高川河川敷における新たな利活用に向けた社会実験に関する協定を締結する。なお、当該協定の締結に至らなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。